

ご自宅の応急修理をお考えの方へ

令和元年台風第19号により被災した住宅について
災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を実施していますが、
以下のとおり本制度を終了いたします。

応急修理制度の終了 (工事完了報告書の提出期限)

令和2年11月11日(水) 午後5時

(申請書類は令和2年9月11日(金)を目途にご提出ください)

1 対象者(対象住宅) (次のすべてを満たす方が対象)

- (1) 住宅の り災証明書が「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊(準半壊)」であること
※一部損壊(10%未満)については、対象ではありません。
- (2) 応急修理によって被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれること
- (3) 応急仮設住宅を利用しないこと
※一時的住居として都営住宅、プラム蒲田等を利用されている方は本制度の対象となります。
- (4) 「半壊」「一部損壊(準半壊)」の場合、自らの資力では応急修理ができない者(世帯)

2 応急修理の範囲

日常生活に不可欠な部分の応急的な修理

(屋根、外壁、床などの基本部、ドア等の開口部、配線、配管、便器など)

※壁紙や畳のみの取り換え、家電製品は対象外となります。

3 基準額(限度額)

全壊・大規模半壊・半壊：1世帯あたり 59万5千円(消費税込)

一部損壊(準半壊)：1世帯あたり 30万円(消費税込)

※制度の対象外となる修理費用や限度額を超える部分の費用は自己負担となります。

4 注意事項

この制度は、区が被災者に代わり施工会社と契約し直接修理を行うものです。すでに契約済の場合などは早急に下記窓口へご相談ください。

5 申込受付窓口

場所	受付時間	電話番号
区役所本庁舎7階 建築調整課 大田区蒲田五丁目13番14号	平日 8:30~17:00 ※12:00~13:00を除く	03-5744-1573

※田園調布臨時窓口は令和2年1月24日で終了しました。

区役所本庁舎臨時窓口は、令和2年3月31日で終了しました。

応急修理制度手続きのご案内

1 応急修理の申込み

- 以下の申請書類と印鑑（シャチハタ不可）を裏面記載の窓口にお持ちください。書類は、ホームページで取得もできますが、窓口にご用意しています。

- ①住宅の応急修理申込書（様式第1号）
 - ②住民票、免許証、保険証など世帯が居住する住宅の所在が確認できる証明書類のコピー
 - ③り災証明書のコピー ※内閣府基準の書かれたもの
 - ④住宅の被害状況に関する申出書（災害救助法応急修理参考資料）
 - ⑤資力に係る申出書（様式第2号）※住家被害が全壊・大規模半壊の場合は不要
- ※借家の場合は、貸主の資力に係る申出及び工事の承認書（自署または記名押印）を添付（書式自由）

※申請書類の提出期限は令和2年9月11日（金） 目途

2 申込者（被災者）から施工会社へ見積書の提出を依頼する

- お付き合いのある施工会社へ見積もりを依頼します。施工会社のあてが無い場合は、区が配布した施工会社リストの業者へ見積りを依頼します。
- 書類は区のホームページでご案内、取得することができます。
- 工事施工者から見積書の提示を受け、内容の確認後、自署または記名、押印してください。

3 区へ見積書等を提出

- 施工会社または申込者（被災者）から、区へ見積書及び工事前写真を提出してください。
- 区が配布する施工会社リスト以外の施工会社に依頼する場合は、「住宅の応急修理指定業者願書」もこの時まで提出してください。
- 受付窓口は裏面をご確認ください。

4 区から施工会社へ工事依頼書を送付

- 区は見積書等の内容を確認し、施工会社へ工事依頼書を送付します。

5 工事の実施

- 施工会社は申込者（被災者）と日程調整をした上で、応急修理を実施します。

6 工事完了の報告・費用の支払い

- 施工会社は工事完了報告書と工事写真（工事中・工事後）を区に提出します。
- 区は工事の完成を確認し、応急修理制度分の費用を施工会社へ支払います。

※制度の対象外の工事費用や限度額を超える部分の工事費用は（申込者）被災者から工事施工者へ支払う必要があります。

※工事完了報告書の提出期限は令和2年11月11日（水）午後5時